

資 料 提 供	
平成 2 9 年 9 月 7 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (中 西)
電 話	0857-26-7043

平成 2 9 年 9 月 定例県議会付議案

議案第 1 号 平成 2 9 年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 2 号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

（税務課）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正され、地域経済牽引事業のための施設のうち一定の要件を満たすものを設置した者について不動産取得税の課税免除をしたときは、地方交付税による減収補てんを行うとされたことに鑑み、当該不動産取得税を課税免除する特例を定める等、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 6 号 鳥取県港湾管理条例の一部改正について（空港港湾課）

鳥取港の利用促進を図るため荷役機械を更新することに伴い、当該荷役機械の使用料の額を定める等、所要の改正を行うものである。

（使用料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
クローラクレーン使用料	1 時間につき	15,012 円

廃 止

・ジブクレーン使用料

[公布日から起算して 30 日を経過した日から施行]

議案第 7 号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について（空港港湾課）

鳥取空港について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）の規定による公共施設等運営事業の導入を可能とする等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①知事は、民間資金法の規定により、選定事業者が空港の運営等に係る公共施設等運営権を設定することができることとする。
- ②選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする等、公共施設等運営事業の導入に必要な事項を定める。
- ③知事は、空港の運用時間内に航空機の離陸、着陸又は停留のため空港の施設を利用しようとする者に対し、航空機による空港の利用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を附することができるとともに、これらに違反した者に対し、必要な措置を命ずることができることとする。
- ④航空機及び給油装置が電氣的に接続していないときは、航空機の給油作業等を行うことができないこととする。

[公布施行 ほか]

議案第 8号 工事請負契約（国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美1号トンネル）（補助）の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美1号トンネル）（補助）
工 事 場 所：岩美郡岩美町大字陸上から岩美郡岩美町大字牧谷まで
契約の相手方：国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美1号トンネル）（補助）鴻池・青木あすなろ・美保テクノス特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：3,505,680,000円
工事完成期限：平成32年5月29日

議案第 9号 工事請負契約（国道181号江府道路宮ノ谷トンネル工事（補助改良）の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道181号江府道路宮ノ谷トンネル工事（補助改良）
工 事 場 所：日野郡江府町大字下安井から日野郡江府町大字洲河崎まで
契約の相手方：国道181号江府道路宮ノ谷トンネル工事（補助改良）三井住友・福井特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：1,266,516,000円
工事完成期限：本契約締結日の翌日から672日を経過する日

議案第10号 工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨1号橋（P4-A2））（補助改良）の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨1号橋（P4-A2））（補助改良）
工 事 場 所：倉吉市小鴨
契約の相手方：国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨1号橋（P4-A2））（補助改良）富士ピー・エス・高野組特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：463,860,000円
工事完成期限：本契約締結日の翌日から365日を経過する日

議案第11号 土地収用裁決申請事件に係る和解について（道路建設課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人（物件所有者）
乙 鳥取市 企業（根抵当権者）
和解の要旨：①県は、和解の相手方甲に対し、収用に係る土地の権利に対する補償金2,237,952円及び明渡しに対する補償金37,210,051円を支払うものとする。②和解の相手方乙に対する損失の補償は、和解の相手方甲に対する補償金に含めるものとする。③県は、和解成立の日から起算して30日を経過した日に、収用に係る土地の所有権を和解の相手方甲から取得するものとする。④和解の相手方甲は、平成30年6月30日までに、収用に係る土地の区域上に存する物件をすべて撤去し、明け渡すものとする。⑤県並びに和解の相手方甲及び乙は、土地収用法第50条第2項及び第3項の規定に基づき、鳥取県収用委員会に対し、和解調書の作成を申請し、作成された和解調書に署名押印するものとする。
概 要：鳥取都市計画道路事業の施行にあたって、和解の相手方甲が所有し、和解の相手方乙が根抵当権を有する土地を任意に取得することが困難であったため、土地収用法に基づく裁決の申請及び明渡裁決の申立てをそれぞれ行っていたところ、鳥取県収用委員会から和解勧告があり、県の主張について一定程度理解を示された内容であることから、これに応じようとするものである。

議案第12号 平成28年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分
及び平成28年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第13号 平成28年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

報 告 事 項

報告第 1号 平成28年度鳥取県営病院事業会計継続費精算報告書について (病院局総務課)

事業名	年度	精算額 (円)
中央病院建替整備事業費	26～28年度	352,227,960

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年7月6日専決) (道路企画課)

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 広島市中区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 276,707 円 (県過失 10 割) を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：平成 29 年 3 月 30 日、和解の相手方甲が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を軽乗用自動車で行中、沿道の斜面から落下してきた石が当たり、同車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年7月10日専決) (集中業務課)

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 720,360 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 2 月 10 日、集中業務課の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、路面の積雪によりスリップして、和解の相手方が設置する電動式ゲートに接触し、同電動式ゲートを破損させたものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年7月18日専決) (労働政策課)

和解の相手方：甲 大阪府東大阪市 個人
乙 大阪府東大阪市 個人
丙 大阪府東大阪市 個人
丁 大阪府東大阪市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 453,211 円を甲に、人身損害に対する損害賠償金 898,386 円を乙に、666,981 円を丙に、1,200,000 円を丁にそれぞれ支払う。(県過失 10 割)

事故の概要：平成 28 年 8 月 17 日、産業人材育成センターの職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、前方で停止していた和解の相手方甲が運転する小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、当該小型乗用自動車に同乗の和解の相手方乙、丙及び丁が負傷したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年7月26日専決)

(警察本部監察課)

和解の相手方：大阪市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 63,245 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 8 月 10 日、郡家警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年7月26日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：大山町

和解の要旨：県は、損害賠償金 124,200 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 12 月 6 日、警察本部交通部交通機動隊の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、運転操作を誤り、道路を逸脱し、和解の相手方が設置するガードレールに衝突し、同ガードレールを破損させたものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年7月26日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：智頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 20,520 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 1 月 27 日、智頭警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路へ進入してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年7月26日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 286,900 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 3 月 28 日、米子警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年7月31日専決）（地域振興課）

和解の相手方：倉吉市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 10,800 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 4 月 4 日、地域振興課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する消火器格納箱に衝突し、同消火器格納箱を破損させたものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年8月28日専決）（畜産課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 39,636 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 4 月 7 日、畜産試験場の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するフェンスに衝突し、同フェンスを破損させたものである。

(10) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（平成29年8月31日専決）

（住まいまちづくり課）

公営住宅法施行令の一部改正等に伴い、条例中引用している同令等の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(11) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成29年8月31日専決）

（住まいまちづくり課）

相手方：県営住宅福守第1団地 入居者1名 連帯保証人1名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

報告第 3号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（教育・学術振興課）

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の平成28年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 4号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について（産業振興課）

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成28年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 5号 法人の経営状況について

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター ほか31法人

報告第 6号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター ほか31法人

報告第 7号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 14件 変更 1件